

ドローンを自分で飛ばすには

ドローンが

飛行可能な「空域」で

「飛行方法」を守り

「航空法」以外の様々な

法令・条令・ルール・マナー・モラル

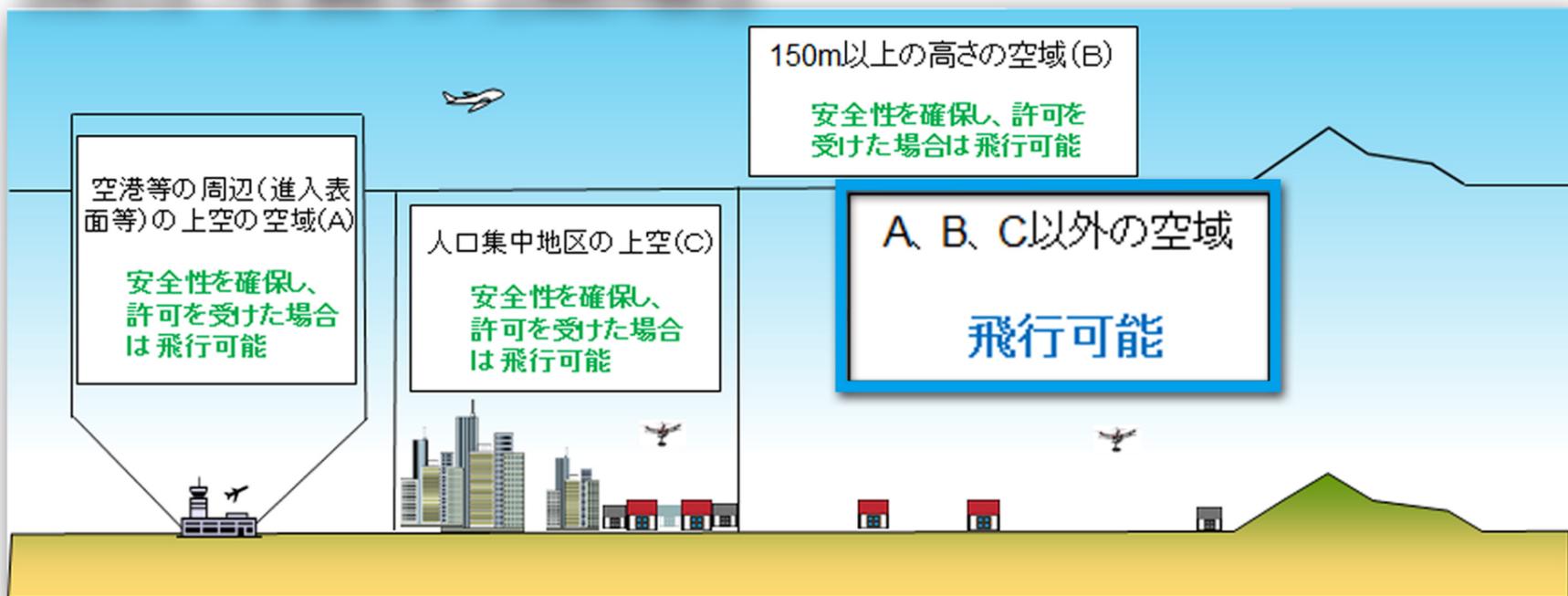
も守り安全に飛ばしましょう！



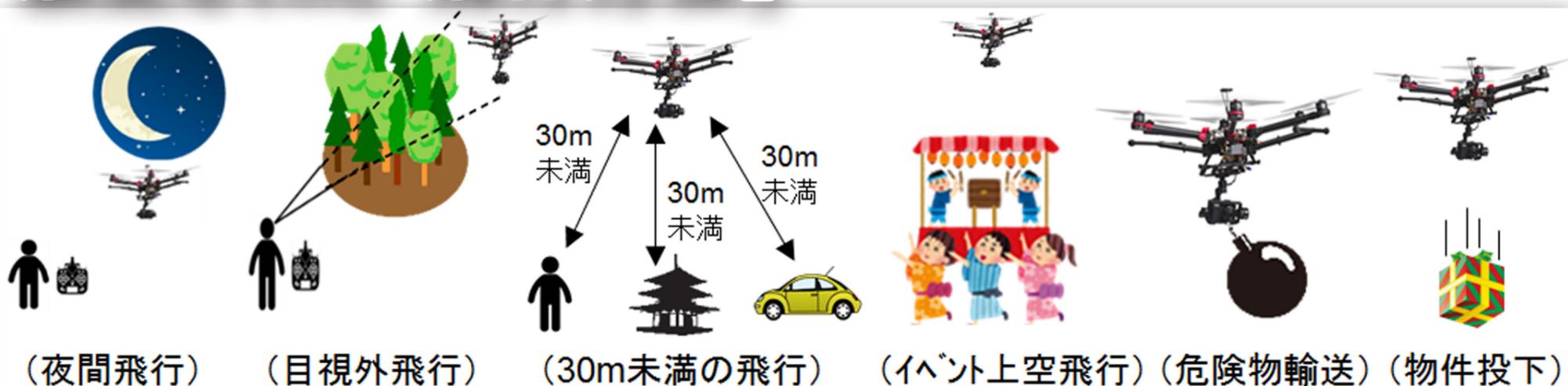
航空法に
違反した場合には
50万円以下の罰金

その他の
法令違反や
条例違反の可能性も

飛行可能な「空域」

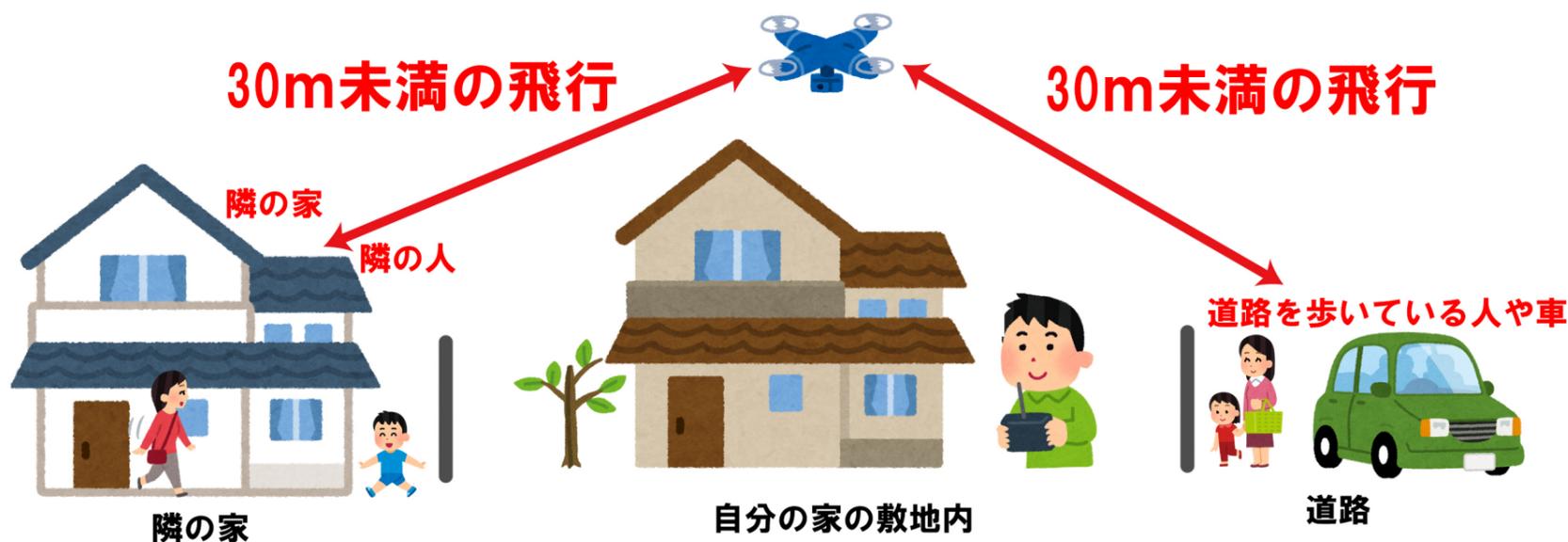


禁止された「飛行方法」



ドローンを自分で飛ばしてみたい

例：自分の家の敷地内（上空）で飛ばしてみたい



航空法・航空法改正案・民法・道路交通法・各市町村の条例などに違反する場合があります。
また、ルールやマナーを守らないと揉め事になる場合もあります。

違反行為になる可能性があります。

ドローンを飛ばす「空域」

- ・ **人口集中地区上空**
国土地理院 「地理院地図」などで確認する。
- ・ **空港等の周辺（進入表面等）上空の空域**
近辺の空港の制限表面空域図などで確認する。
- ・ **150m以上の高さの空域**
ドローンの操作アプリなどで飛行高度制限を設定する。

ドローンの「飛行方法」

- ・ **30m未満の飛行**
人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- ・ **目視外飛行**
目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
【操縦者が肉眼でドローンの方向がわかる距離で飛行する】
- ・ **夜間飛行**
日中（日出から日没まで）に飛行させること

※道路の上空を飛行させる場合は道路交通法違反、各市町村の条例で「飛行禁止」になっている場合がある

重量が200g未満のものは 無人航空機（ドローン）の対象からは除外される。 200g未満のドローンでも注意が必要。

国土交通省 航空局

無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の
安全な飛行のためのガイドライン より



200g未満だから
自由に飛ばして良い

©かわいいフリー素材 いらすとや 様

200g 未満の ドローン

マルチコプターやラジコン機等であっても、
重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）200グラム未満のものは、
無人航空機ではなく「模型航空機」に分類されます。
模型航空機とは
ゴム動力模型機、重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）
200グラム未満のマルチコプター・ラジコン機等は
航空法上「模型航空機」として扱われ、
無人航空機の飛行に関するルールは適用されず、
空港周辺や一定の高度以上の飛行について
国土交通大臣の許可等を必要とする規定（第99条の2）のみが適用されます。

200g未満のドローンはコントロールが効きにくく
操作が難しい製品が多いので購入前にしっかり検討しましょう。
法律・条例・ルール・マナー・モラルを守り飛行しましょう。

注意・ リスク・ 他の法律など

機体本体の重量とバッテリーの重量の合計

実際に、バッテリーを装着してからの重量を確認しましょう。

空港周辺

空港等の周辺（進入表面等）の上空の空域では飛行禁止
「空港等の周辺の上空」は国土地理院「地理院地図」などで確認する
空港から離れていても飛行禁止の空域の場合があります。

一定の高度以上

150m以上の高さの空域では飛行禁止

電波法をクリアしているか

海外製のドローンで電波法をクリアしていない製品が多いので
電波法にて検挙される恐れがあるので注意して購入する。

条例・ルール・マナー・モラル

条例・ルールによってドローン自体が飛行禁止の公園や場所が多いです。
飛行可能な場所であってもマナー・モラルに気をつけないとトラブルになります。

どこでも飛ばせるわけでない

土地の所有者・管理者の許可を受けたいえ、
その場にいる人にも許可を受けましょう。

200g未満であっても

200g未満であっても「線路内に落下していた」はもちろんのこと
「畑に落ちていた」などで全国ニュースで取り上げられる状態です。

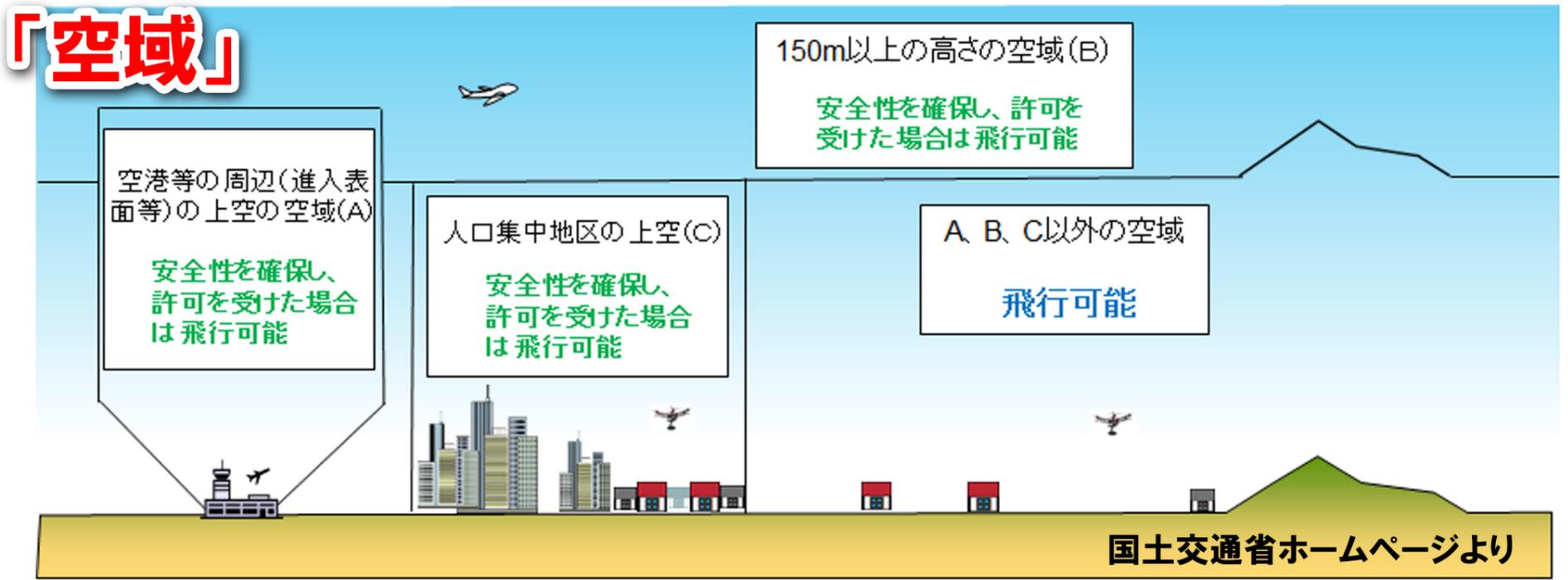
子供にぶつかり失明

子供にぶつかり失明した事例もでています。

ドローン規制法(改正航空法)の内容

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール

※航空法に定めるルールに違反した場合には、
50万円以下の罰金が科せられますので、ご注意ください。



「人口密集地の上空」・「空港等の周辺(進入表面等)の上空」の空域は国土地理院「地理院地図」などで確認する。

(A)(B)(C)の空域で飛行する場合は
安全性を確保し
あらかじめ、**地方航空局長の許可**を受ける必要があります。

- (A) 空港等の周辺(進入表面等)の上空の空域
- (B) 150m以上の高さの空域
- (C) 人口集中地区の上空

(A)(B)(C)以外の空域は《飛行可能な「空域」》

《飛行可能な「空域」》でも飛行する土地の管理者・所有者の許可が必要

「飛行可能な空域」もしくは「許可を受けた空域」で
「飛行方法を守り」もしくは「承認を受けた飛行方法」で飛行する

※ほとんどの公園や緑地は「飛行禁止」になっているので
管理者・所有者に確認する。(各地方地自体の条例の規制がある)

※道路上では飛行禁止、道路の『使用許可の対象』になる

※(A)(B)(C)の「空域」であれば、
家の敷地内(自分の家の庭)などでも飛行禁止になります。

※港や海上での飛行には
「空港等の周辺(進入表面等)の上空の空域」になる場合もある上
【土地の管理者・所有者】・【海上保安庁】・【地元の漁協】のなど
様々な許可・申請・届出が必要。

※室内での飛行と
重量が200グラム未満のものは無人航空機の対象からは除外されます。

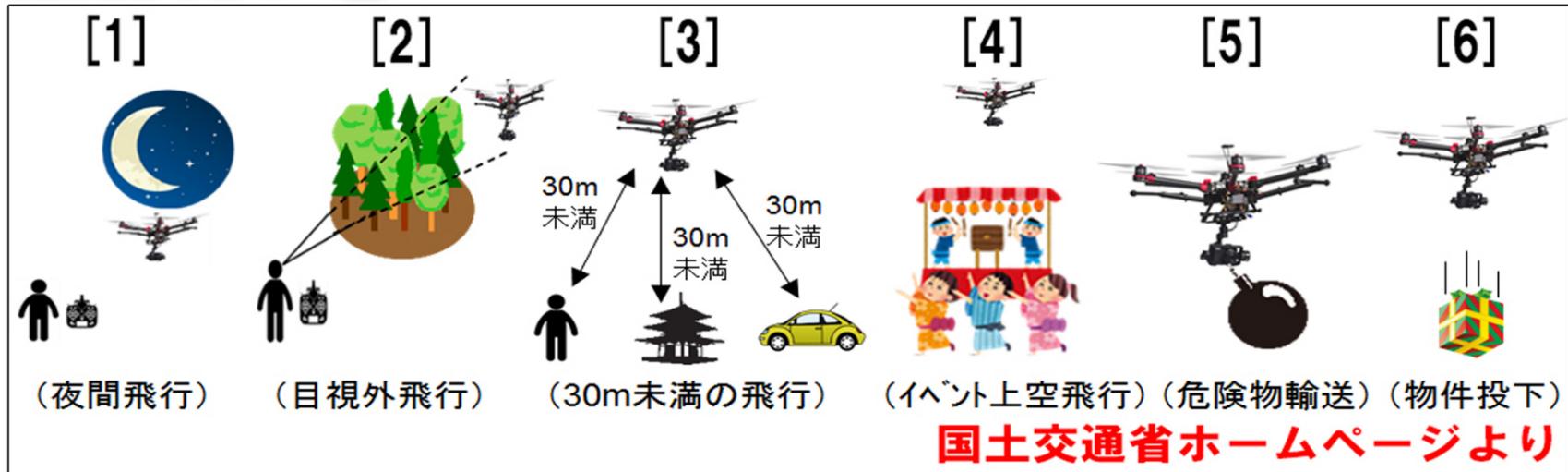
「航空法」以外にも
様々な
法律・規則・条例で
飛行が出来ない
「空域」があります

ドローン規制法(改正航空法)の内容

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール

※航空法に定めるルールに違反した場合には、50万円以下の罰金が科せられますので、ご注意ください。

「飛行方法」 <承認が必要となる飛行方法>



[1]～[6]の飛行方法で飛行する場合は

安全性を確保し

あらかじめ、地方航空局長の承認を受ける必要があります。

- [1] 夜間飛行 日中(日出から日没まで)に飛行させること
- [2] 目視外飛行 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- [3] 30m未満の飛行 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- [4] イベント上空飛行 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- [5] 危険物輸送 爆発物など危険物を輸送しないこと
- [6] 物件投下 無人航空機から物を投下しないこと

「飛行方法を守り」もしくは「承認を受けた飛行方法」で「飛行可能な空域」もしくは「許可を受けた空域」で飛行する

※「夜間飛行の承認」・「目視外飛行の承認」・「30m未満の飛行」など各項目で「地方航空局長の承認」が必要となる。

※「目視(直接肉眼による)範囲内」とは肉眼で無人航空機の位置や姿勢を把握出来る範囲の事でFPV(リアルタイムで生中継される映像)をモニターで見ながらの操作や双眼鏡で位置や姿勢を確認しながらの飛行は目視外飛行になるので注意する。

※第三者の上空を飛行させてはいけない。

※「物件投下」とは運ばれている「物」を切り離して落とす事で、「物」には液体も含まれる。農薬散布なども「物件投下」になる。

※室内での飛行と重量が200グラム未満のものは無人航空機の対象からは除外されます。

「航空法」以外にも様々な法律・規則・条例で飛行が出来ない「飛行方法」があります

「空域」によっては別途許可・承認が必要です。

勘違いが多い「空域」の例

①

自分の家・敷地・田んぼなど

道路を走る車・隣の家や人や通行人から30m以上の距離をとれない。

改正航空法違反



©かわいいフリー素材 いらすとや 様

地方航空局長の承認を受ける必要があります。

公園や山林など

公園や山林の所有者・管理者の許可を受けずに飛行する。

必ず所有者・管理者の許可を受けてください。



©かわいいフリー素材 いらすとや 様

公園の管理者（個人・業者・市・県・国など）

河川・河川敷は国土交通省に確認する。

山林などは所有者（個人・森林組合・市・県・国など）に許可

※公園など200g以下のドローンでも飛行禁止の場合が多いです。

※飛行が許可された場所でも「飛行方法」を守り、ルール・マナーを守りましょう。

この他、法令・条例・マナー・ルールにより

様々な許可が必要となり

「飛行方法」により

様々な「地方航空局長の承認」が必要となります。

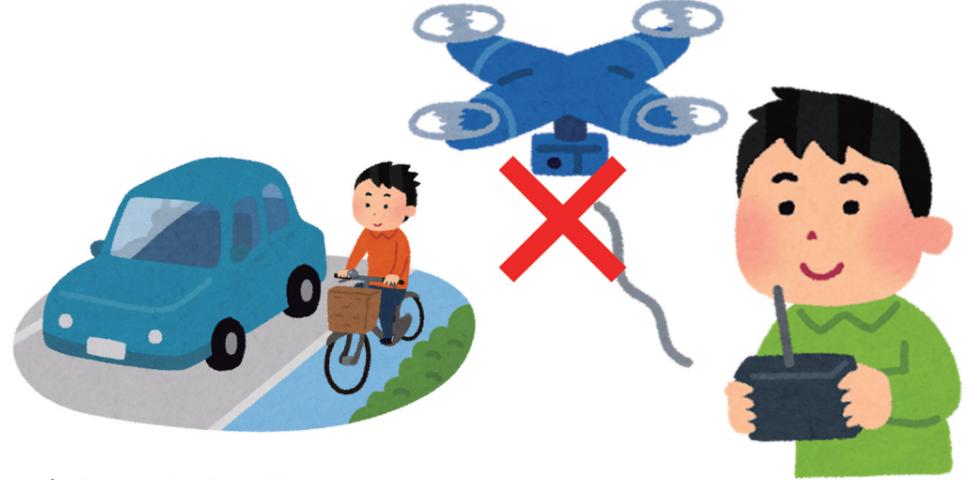
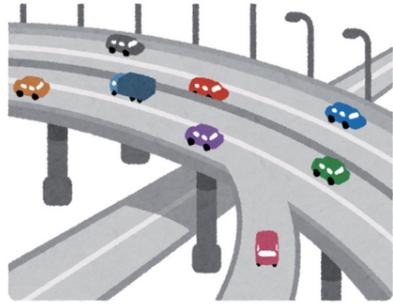
「空域」によっては**別途許可・承認**が必要です。

勘違いが多い「空域」の例 ②

道路の上空の飛行 (許可を受けた「空域」でも)

道路交通法77条に規定されている道路使用許可が必要

道路交通法違反



警察署長の許可を受ける必要があります。

©かわいいフリー素材 いらすとや 様

港や海上での飛行

航空法だけでなく「**湾則法違反**」になります。沢山の許可・申請・届出が必要です。

港則法違反の可能性

港内での撮影で**港則法違反「無許可行事」**になった事例あり。

海上も「**空港等の周辺（進入表面等）の上空の空域**」の場合あり

空港が近い場合など航空法違反の可能性あり。 (海上も禁止空域の場合がある)

「空港等の周辺の上空」は国土地理院 「地理院地図」などで確認する



港則を執行する責任者である港長で届出

港湾管理事務所の許可

地元の漁協・遊覧船・定期便・マリーナなどに許可を受ける必要がある。

撮影場所の所有者・管理者の許可が必要。(漁協・ビーチ・マリーナの管理者など)

離着陸場所の土地の所有者・管理者の許可が必要

©かわいいフリー素材 いらすとや 様

この他、**法令・条例・マナー・ルール**により

様々な許可が必要となり

「飛行方法」により

様々な「地方航空局長の承認」が必要となります。

作成 トータル物流株式会社 ドローン事業部

「空域」によっては別途許可・承認が必要です。

勘違いが多い「空域」の例 ③

結婚式場での飛行 様々な違反行為になります。 (式場・新郎新婦の許可を受けた場合でも)

結婚式に出席している人・スタッフ ※室外での飛行
道路を走る車・隣の家や人や通行人から30m以上の距離をとれない。

改正航空法違反



撮影依頼主にも迷惑が掛かる恐れがあります

改正航空法違反

「30m未満の飛行」

地方航空局長の承認を受ける必要があります。

「イベント上空の飛行」

地方航空局長の承認を受ける必要があります。

「人口集中地区上空の飛行」

地方航空局長の許可を受ける必要があります。

「人口密集地上空」は国土地理院 「地理院地図」などで確認する

「空港等の周辺(進入表面等)上空の飛行」

地方航空局長の許可を受ける必要があります。

「空港等の周辺上空」は国土地理院 「地理院地図」などで確認する

撮影したあとで「違法な撮影」だったとなります。
(50万円以下の罰金)

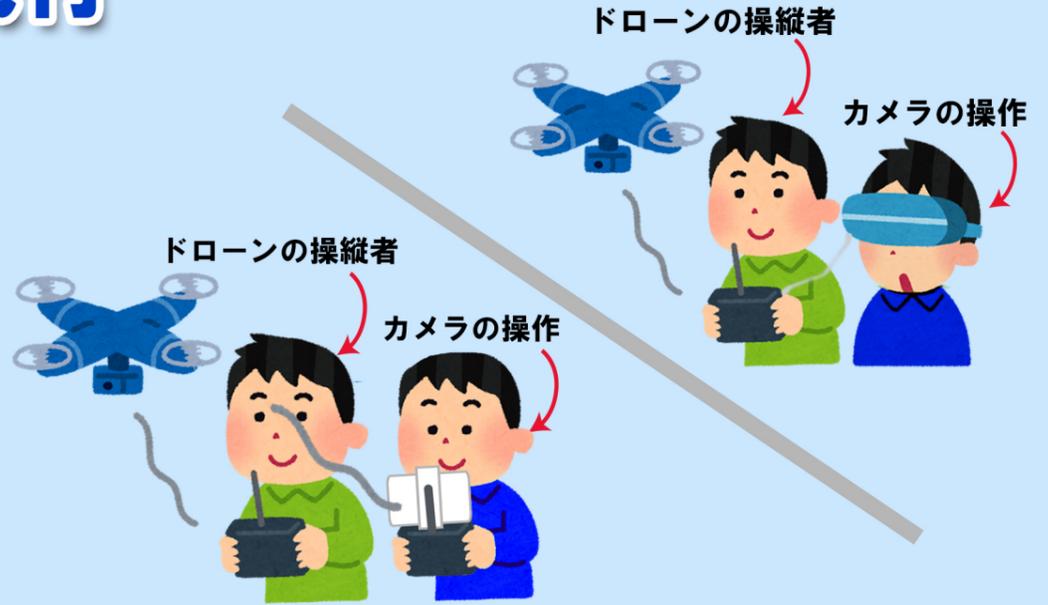
様々なイベント事での撮影も同じです。

この他、法令・条例・マナー・ルールにより
様々な許可が必要となり
「飛行方法」により
様々な「地方航空局長の承認」が必要となります。

目視の範囲内の飛行



操縦者が肉眼で
ドローンの方向がわかる範囲での飛行
※ドローンが見えているだけではダメ



操縦者が肉眼で
ドローンの方向がわかる範囲での飛行で
カメラの操作を他の者が行う
(2オペレーター)

目視外飛行

安全性を確保し
地方航空局長の承認を受ける必要があります。



操縦者が
ドローンのカメラからリアルタイムで
送信されてくる映像 (FPV) を
モニターで見ながらの飛行

操縦者が肉眼で
ドローンの方向がわからない

? 方向がわからない
見えない

操縦者が肉眼で
ドローンの方向がわからない距離や
ドローンが見えない距離での飛行
(メガネは良いが、双眼鏡などを使ってもダメ)

近くでも
建物などでドローンが見えない



? 見えない

建物の裏側など
ドローンが操縦者から
見えない位置での飛行



操縦者がFPVゴーグルを着用して飛行
FPVとは
ドローンのカメラからリアルタイムで
送信されてくる映像

農薬散布は「物件投下」

農薬散布は航空法に定める

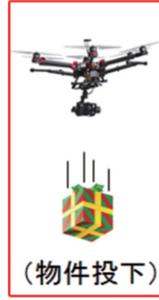
「飛行方法」の「物件投下」になります。
(無人航空機から物を投下しないこと)

安全性を確保し

あらかじめ、**地方航空局長の承認**を受ける必要があります。

「自分の土地だから大丈夫」ではありません。

国土交通省ホームページより



※水などの散布も同じです



©かわいいフリー素材 いらすとや 様

※かなり広い土地・環境でないと【人又は物件から30m以上の距離が確保出来ない飛行】の許可が必要になります。

「夜間飛行」は「承認」を受けても

夜間飛行は**地方航空局長の承認**を受けた上で

「国土交通省航空局 標準 マニュアル」で申請したのなら

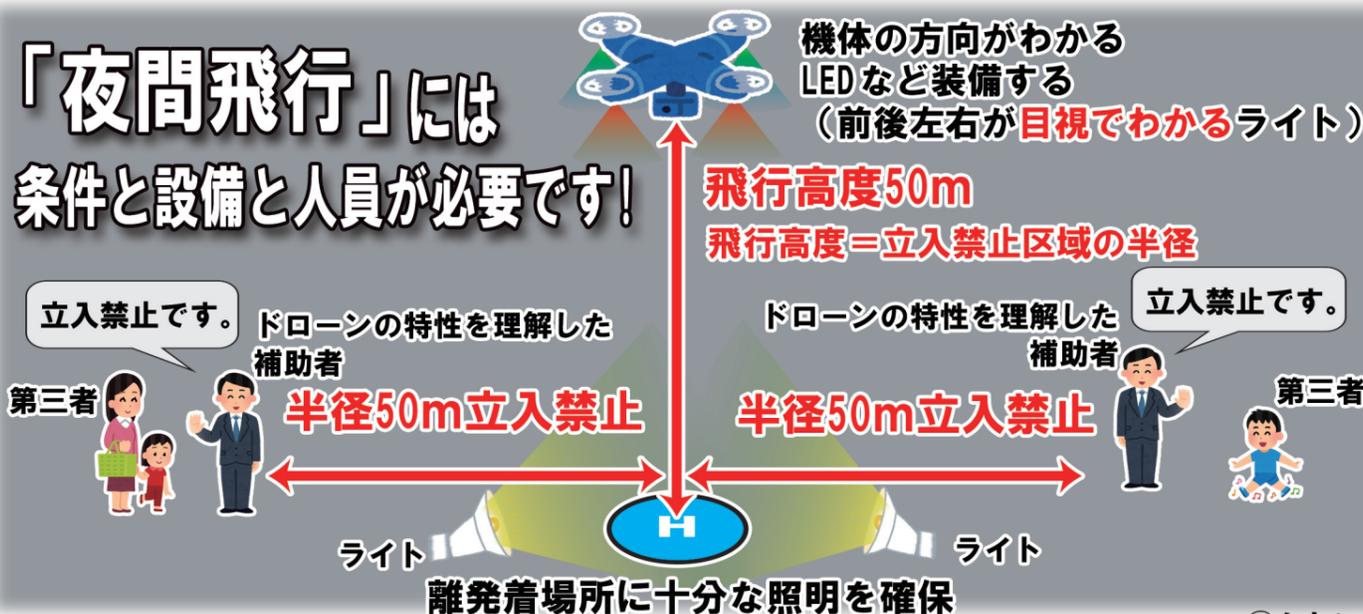
「国土交通省航空局 標準 マニュアル」に基づいて飛行しなければならない。

「国土交通省航空局 標準 マニュアル」

3-3 夜間飛行 を行う際の体制

- ・夜間飛行においては、
目視外実施せず機体の向きを視認する灯火が装備された機体を使用し、**機体の灯火が容易に認識できる範囲内の飛行に限定**す。
- ・飛行高度と同じ距離の半径の範囲内に**第三者が存在しない状況でのみ飛行を実施**する。
- ・操縦者は**夜間飛行の訓練を修了した者**に限る。
- ・補助者についても飛行させている**無人航空機**の特性を十分理解させておくこと。
- ・夜間の**離発着場所**において
車ヘッドライトや撮影用照明機材等で**体離発着場所に十分な照明を確保**する。

「夜間飛行」には
条件と設備と人員が必要です!



目視内飛行

機体の方向がわかる

操縦者



ドローンの方向が
目視でわかる
距離で操縦する
【目視外飛行】禁止

©かわいいフリー素材 いらすとや 様

※条例・規則などで「夜間飛行」が禁止の
地域や場所もありますので確認しましょう。

作成 トータル物流株式会社 ドローン事業部

飛行の許可・承認を受ける

飛行禁止「空域」での飛行や
承認が必要となる「飛行方法」での
飛行の場合は、許可・承認を受ける必要がある。

地方航空局長の許可・承認を受ける ↓ (詳しくは国土交通省ホームページで確認する)

国土交通省 航空局 安全部 運航安全課へ提出

1. 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
2. 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
3. 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書
4. 飛行の経路の地図
5. 無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる
設計図又は写真(※既成品は省略可能)
6. 無人航空機の運用限界(※既成品は省略可能)
7. 操縦者の過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料
8. 許可等が必要な内容に応じた追加基準への適合性を示した資料
9. 飛行マニュアル

許可・承認を受けた上で



国土交通省ホームページより

「飛行可能な空域」もしくは「許可を受けた空域」で
「飛行方法を守り」もしくは「承認を受けた飛行方法」で飛行する

「飛行マニュアル」(国土交通省航空局 標準マニュアル)を守り。

飛行・離着陸する土地の
管理者・所有者などの許可を受ける。

※「航空法」以外の法律・規則・条令も守る

「空域」や「飛行方法」によって
様々な別の許可・申請・届出も必要な場合があります。

※許可を受けた空域でも

道路上の飛行には道路交通法77条に規定されている道路使用許可が必要。

※港や海上での飛行には「湾則法」も守り

【土地の管理者・所有者】・【海上保安庁】・【地元の漁協】の許可・届出などが必要。

※「物件投下」の農薬散布には散布する農薬によって農薬散布許可などが必要。

※150m以上のでの飛行では

空域を管理する機関の許可、空港事務所へ事前に申請・許可などが必要(場所・日時)

飛行の許可・承認を受けた後も記録・提出書類が必要です。

飛行前・飛行時・飛行後に毎回記録する

点検表（毎回）

月	日	ドローン点検表	点検者	
		点検項目	異常の有無	
飛行前		機体・プロペラの損傷		
		プロペラの組み		
		バッテリー状態の確認		
		モーター起動後、異常はしないか		
		本体・送信機との通信状態		
		GPS状態の確認		
		航向		
	ホバリング後		再度、GPS確認	
			高さ・距離情報の確認	
			各スティックの動作確認	
飛行終了後		機体にゴミ等の付着はないか		
		ネジのゆるみはないか		
		モーター・バッテリーの異常な発熱はないか		

飛行記録

(様式2) 無人航空機の飛行記録

年月日	飛行させる者の氏名	飛行概要	飛行させた無人航空機	離陸場所	離陸時刻	着陸場所	着陸時刻	飛行時間	総飛行時間	飛行の安全に影響のあった事項

飛行20時間ごとに記録

点検・整備記録

(様式1) 無人航空機の点検・整備記録

点検日	点検者	点検項目	点検結果	交換部品等
		モーター	外観 異常の有無 回転の状態	
		プロペラ	外観 損傷 曲がり	
		フレーム	外観 損傷 ネジのゆるみ	
		電気系統	コネクタの状態 ケーブルの状態	
		送信機	外観 スティックの状態	

(特記事項)

国土交通省ホームページより

事故など起きた場合も提出する事があるかもしれません。必ず記録しましょう。

国土交通省ホームページより
許可・承認日から3ヶ月ごとに
国土交通省 航空局 へ提出

飛行実績報告書

無人航空機の許可に基づく飛行実績報告書

無人航空機の許可承認に基づく飛行の実績について、以下のとおり報告します。

報告日	平成〇年〇月〇日
申請者の所属	〇〇株式会社 無人機担当課
申請者名	航空 太郎
許可承認日	①平成〇年〇月〇日 ②平成〇年〇月〇日
許可承認番号	①国空航第〇〇〇〇号及び国空機第〇〇〇号、 ②事運第〇〇〇号
許可承認の期間	①平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日 ②平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日
報告の種類※1	<input type="checkbox"/> 許可承認日から3ヶ月後の実績報告 <input type="checkbox"/> 許可承認日から6ヶ月後の実績報告 <input type="checkbox"/> 許可承認日から9ヶ月後の実績報告 <input type="checkbox"/> 許可承認期間終了後の実績報告
飛行の日時等※2	別紙1のとおり
飛行場所の地図※3	別紙2のとおり

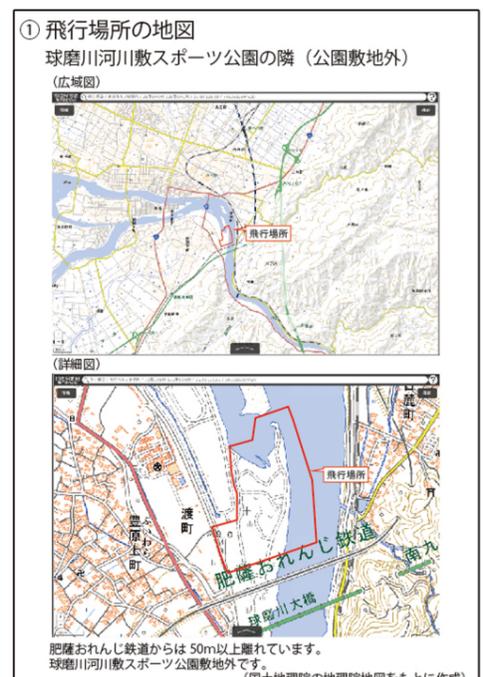
※1: いずれかにチェックを入れること
 ※2: 申請時の飛行マニュアルに記載されている飛行記録様式、又は添付の様式を用いること
 ※3: 飛行場所の周囲の状況がわかる地図(広域図、詳細図)を添付すること。
 申請書に詳細図が添付されていた場合は省略することができる。

飛行記録

(様式2) 無人航空機の飛行記録

年月日	飛行させる者の氏名	飛行概要	飛行させた無人航空機	離陸場所	離陸時刻	着陸場所	着陸時刻	飛行時間	総飛行時間	飛行の安全に影響のあった事項

飛行場所の地図



国土交通省ホームページより

トータル物流株式会社では

ドローンの飛行に関する許可・承認を受けた上での飛行

地方航空局長より

許可及び承認を受けた事項

航空法132条第2号	【人又は家屋の密集している地域の上空での飛行】
航空法132条の2第1号	【夜間飛行】
航空法132条の2第2号	【目視外飛行】
航空法132条の2第3号	【人又は物件から30m以上の距離が確保出来ない飛行】
航空法132条の2第4号	【催し場所上空の飛行】

許可を受けた飛行の経路

日本全国

(飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る)

ドローンの飛行に関する点検・飛行記録を行い

国土交通省・航空局などへの提出書類を出した上での飛行

点検表・飛行記録・20時間ごとの点検と整備記録

飛行実績報告書・飛行記録・飛行場所の地図

(許可承認日から3ヶ月ごとに国土交通省 航空局 へ提出する)

- ・航空法や様々な法令・条例・規則を守る。
- ・飛行する土地の所有者・管理者の許可を受ける。
- ・地域の条例を守る。
- ・マナー・モラルを守る。
- ・ドローンの飛行の前にアルコールチェックを行う。
- ・日々、飛行・撮影訓練を行う。
- ・オリジナルマニュアルによる教育する。

※航空法に定めるルールに違反した場合には、
50万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。
また、
航空法以外の様々な法律・条令・規則などで
罰せられる可能性があります。